

## 西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱

令和2年8月17日

西予市告示第130号

### (目的)

第1条 この告示は、西予市の森林を整備、経営する現場に携わり、森林を守り育てるフォレストワーカーの育成、確保及び労働安全衛生等の充実に図るため、予算の範囲内で西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者、補助対象経費及び補助金等)

第2条 事業種目及び補助対象者は、別表第1のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表第3に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、申請書を受理した場合には、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容

(2) 補助金交付決定額の増減

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第7条 市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を精査し、必要に応じて調査を行い、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第10条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第11条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の指令を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、雇用事業者の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当であると認められたとき。
- (4) 移住者支援事業の移住支援金において、支援金の申請日から起算して5年以内に市外へ転出した場合
- (5) 移住者支援事業の住宅支援金において、支援金の算定日から起算して5年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合又は市外へ転出した場合
- (6) 移住者支援事業の移住支援金において、補助金の申請日から起算して1年以内に、林業以外の職業へ転職した場合
- (7) 新規就労者支援事業において、補助金の申請日から起算して1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合又は市外へ転出した場合
- (8) 新規就労者支援事業の就業一時金において、就労開始日から起算して5年以内に一時金の要件を満たす職を辞した場合
- (9) 移住者支援事業の移住支援金及び自伐林家安全対策支援事業において、補助金の申請日から起算して1年以内に、林業以外の職業へ転職もしくは廃業した場合
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、この事業の実施について不正があると認められたとき。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出等についての証拠書類等を整

備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類等は、事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年西予市告示第154号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年西予市告示第72号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年西予市告示第83号)

この告示は、公布の日から施行する

附 則(令和5年西予市告示第146号)

この告示は、令和5年7月30日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則(令和5年西予市告示第178号)

この告示は、令和5年10月2日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則(令和6年西予市告示第52号)

この告示は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

事業種 目	補助対象者
移住者支 援事業	<p>市外からの転入者で市内の認定林業事業体(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第3項の規定により愛媛県知事が認定した事業体をいう。以下この表において同じ。)に就業する者であって、下記の要件すべてに該当する者。ただし、西予市地域おこし協力隊制度により雇用される者については、別表第2に掲げる移住支援金のみ対象とする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件</p> <p>ア 移住先に住民票を移す直前に、連続して5年以上市外に在住していたこと。</p> <p>イ 移住支援金の申請日から起算して転入日が3箇月以内であること。</p> <p>ウ 移住支援金の申請日から起算して5年以上(地域おこし協力隊については3年以上)、継続して市内に居住する意思を有していること。</p> <p>エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>オ 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(2) 就業に関する要件</p> <p>ア 勤務地が市内に所在すること。</p> <p>イ 就業先の林業事業体が愛媛県林業労働力確保支援センターの求人希望会員登録を行い、同センターの求人サイト「林業求人・求職情報広場」に求人情報を掲載していること。</p> <p>ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている林業事業体への就業でないこと。</p> <p>エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではな</p>

	<p>く、新規の雇用であること。</p> <p>オ 林業事業体に常用雇用労働者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者等で1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。)の現場作業に従事するものとして新規に雇用されていること。</p> <p>カ 林業事業体(地域おこし協力隊の場合は西予市)に、移住支援金の申請日から起算して5年以上(地域おこし協力隊については3年以上)、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>キ 林業事業体での配属先が伐採等の現場作業の業務であること</p>
新規就労者支援事業	<p>市内に在住し、且つ市内の認定林業事業体に就業し、伐採等の現場作業に従事する者。ただし、就労一時金にあつては、下記の要件に該当していること。</p> <p>(1) 就労一時金に関する要件</p> <p>ア 就労開始日から起算して就業6箇月経過していること。</p> <p>イ 就労開始日から起算して5年以上勤務する意思を有していること。</p>
自伐林家安全対策支援事業	西予市自伐林家ネットワークに属する者
新規就労者確保支援事業	市内の認定林業事業体

別表第2(第2条関係)

補助対象経費及び補助金額等

事業種 目	補助対象経費	補助金額
移住者 支援事 業	市外からの転入に要する経費等	1 移住支援金 県内からの転入者 200 千円 県外からの転入者 400 千円
	1 移住に要する経費(賃貸住宅諸費用、引越費用等)	
	2 住宅に要する経費	2 住宅支援金 1 箇月につき、家賃の額又は20千円のうちいずれか少ない額(36箇月以内)
新規就 労者支 援事業	1 就業に要する経費(作業服等個人装備品購入)	1 就業支度金 300千円 ※購入金額が300千円未満の場合は領収書の金額
	2 就業一時金	2 就業一時金 500千円
自伐林家安全対策支援事業	自らが林業作業を行う林業従事者への労働安全に資する装備品の装備に要する経費。 補助対象とする装備品は下表「自伐林家安全対策支援事業で補助対象とする標準品目」に掲げる品目を標準とする。	取得価額の2/3(消費税抜) 補助額上限 6万円 同一品年度内1回
新規就 労者確 保支援 事業	就労3年未満の新規就労者の給与等(基本給、賞与、各種手当)に要する経費	補助対象経費に1/4以内を乗じて得た額 (1,000円未満切り捨て)

自伐林家安全対策支援事業で補助対象とする標準品目

区 分	品 目
装備品	安全ヘルメット、安全ズボン、安全ブーツ、安全ベルト、ウェザースーツ（防湿防水服）、チェーンソー切創防止用保護衣、空調服、防振手袋、保護眼鏡、防塵ゴーグル、イヤーマフ、くさび、耳栓、防蜂網、すねあて、呼子(笛)、腰痛予防器具、電熱式防寒服

※厚生労働省「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」

(令和2年1月31日改正) 4 保護具等に記載の各事項を満たすもの

別表第3(第3条関係)

事業種目	添付資料
移住者支援事業	(1)住民票 (2)戸籍附表(※移住支援金のみ添付) (3)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の写し) (4)就労証明書または雇用契約書 (5)意思表明書(様式第1号別紙)
新規就労者支援事業	(1)住民票 (2)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の写し) (3)就労証明書または雇用契約書 (4)装備品の見積書 (5)意思表明書(様式第1号別紙)
自伐林家安全対策支援事業	(1)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の写し) (2)装備品の見積書
新規就労者確保支援事業	(1)対象者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の写し) (2)就労証明書または雇用契約書 (3)基本給、賞与、各種手当の明細書就労証明書または雇用契約書



様式第1号(第3条関係)

西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付申請書

年  
月 日

西予市長 様

住 所  
氏 名  
(林業事業体の場合は事業体名)

年度西予市フォレストワーカー確保対策事業を下記のとおり実施したいので、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 事業種目

2 補助金申請額 金 円也

3 事業実施計画

(1) 就労開始日又は購入予定日 年 月

(2) 内訳

対象者又は対象装備品若しくは基本給、賞与、各種手当の種別	対象者の住所又は対象装備品若しくは基本給及び手当等の金額	備考

※事業ごとに必要な資料を添付すること。

(別紙)

意思表示書

私は、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱に関する要件  
を満たすことを誓います。

年 月 日

西予市長 様

年 月 日

氏 名

様式第2号(第5条関係)

西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金変更承認申請書

年  
月 日

西予市長 様

住 所  
氏 名  
(林業事業体の場合は事業体名)

年 月 日付け西予市指令林第 号をもって補助金交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり変更したいので、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 交付決定通知額  
変更前  
変更後
- 3 変更の理由

(1) 変更日                    年            月

(2) 変更内訳

対象者又は対象装備品若しくは基本給、賞与、各種手当の種別	対象者の住所又は装備品若しくは基本給及び手当等の金額	備考

※事業ごとに必要な資料を添付すること。

様式第3号(第6条関係)

西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金実績報告書

年 月

日

西予市長 様

住 所

氏 名

(林業事業者の場合は事業者

名)

年 月 日付け西予市指令林第 号をもって補助金交付決定の通知があった  
標記事業の実績について、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交  
付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業種目

2 交付決定通知額

3 事業実績

(1)完了日 年 月

(2)実績内訳

対象者又は対象装備品若しくは基本給、賞与、各種手当の種別	対象者の住所又は装備品若しくは基本給及び手当等の金額	備考

※領収書等金額がわかる書類を添付すること（但し、移住支援金及び就業一時金については不要）。

様式第4号(第8条関係)

西予市フォレストワーカー確保対策事業補助金請求書

年 月 日

西予市長 様

住 所  
氏 名

(林業事業者の場合は事業

体名)

年 月 日付け西予市指令林第 号により補助金交付決定のあった西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金について西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

内訳 交付決定通知額 一金 円也  
今回請求額 金 円也

支 払 方 法	金融機関名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人	